

# 福島県都市計画提案制度運用指針

平成19年3月

福島県

## (1)住民提案制度運用指針

### 1. 趣旨

この要綱は、都市計画法第 21 条の 2 から第 21 条の 5 までの規定に基づき、県に対する都市計画の決定・変更の提案に係る手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 提案できる都市計画

提案者が県に提案できる都市計画は、県が決定する都市計画のうち、都市計画法第 6 条の 2 の『都市計画区域の整備・開発及び保全の方針』や都市再開発方針等に規定されるものを除く全ての都市計画である。

### 3. 事前調整

- (1) 県及び市町村は、計画提案者から事前相談があったときは、各市町村が県(建設事務所)と連携しながら、提案された都市計画の素案の内容や計画提案の手続き等について、助言及び指導を行う。
- (2) 計画提案者は、提案する都市計画の素案の内容について、地権者及び周辺住民等への十分な説明を行い、理解を得るように努めるものとする。

### 4. 提案の要件

この制度に基づき、提案に必要な要件は次の(1)～(4)のとおり。

#### (1) 区域面積

提案する区域が 0.5ha 以上の一団の土地であること。

#### (2) 提案できる者(法第 21 条の 2)

提案対象となる土地の『所有権』、又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた『地上権もしくは賃借権(=借地権)』(臨時設備等、一時使用が明らかかなものを除く)を有する者(=土地所有者等)

この場合、一人又は数人共同で提案できる。

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の『まちづくり NPO 法人』、又は民法第 34 条の『公益法人』

まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体

#### (3) 土地所有者等の同意

提案対象となる土地の区域内の、土地所有者等の総人数の 2/3 以上の同意、かつ土地所有権と借地権の総地積の合計の 2/3 以上の同意を得ること。

なお、共有者・共同借地権者で構成される土地については、人数及び面積の算定において、土地の所有・借地の割合に応じて按分する。割合が不明の場合は等分で計算する。

#### (4) 計画提案の内容

提案された都市計画の素案の内容が、都市計画法第6条の2の『都市計画区域の整備・開発及び保全の方針』や、都市計画法第18条の2の『市町村の都市計画に関する基本的方針』、都市計画法第13条やその他の法令の規定に基づく『都市計画に関する基準』に適合するものであること。

## 5. 提出書類

提案に必要な書類等を次のとおりとする。

### (1) 計画提案書

### (2) 計画素案

### (3) 提案資格を有することの証明書

土地所有者等による提案の場合

登記簿謄本、地番図

まちづくり NPO 法人等による提案の場合

登記簿謄本、定款

まちづくりに関し知識と経験を有する団体の場合

国土交通省令第13条の3に適合することを確認できるもの

市町村の交付する役員全員分の身分証明書

法人の登記事項証明書（法人の場合）

定款、規約その他の団体の根本規則

### (4) 計画説明書

### (5) 土地所有者等一覧表

### (6) 土地所有者等の同意書

### (7) 位置図（1/20,000 程度）、計画図（1/2,500 程度）、地番図

### (8) 土地所有者等の同意を得たことを証明する書類

### (9) 区域内の全ての土地及び建物の登記簿謄本（交付後3ヶ月以内のもの）

### (10) その他必要と認められるもの

## 6. 提案受付

(1) 計画提案者は、県決定案件に係る提案については、「5. 提出書類」を所管の建設事務所に提出する。

(2) 県は、受付時に要件の確認をする。

(3) 計画提案者は都市計画の提案を提出した後、提案を取り下げようとする場合は提案提出後1ヶ月以内に、建設事務所の窓口に取り下げ願を提出する。

## 7. 県による判断

- (1) 提案受付から1ヶ月間取り下げの申し立てがない場合は、建設事務所は遅滞無く関係機関の意見を付して、福島県土木部都市領域都市計画グループに提案書を送付する。県は、都市計画の決定・変更が必要かどうかの判断を概ね1ヶ月以内に行なうものとする。

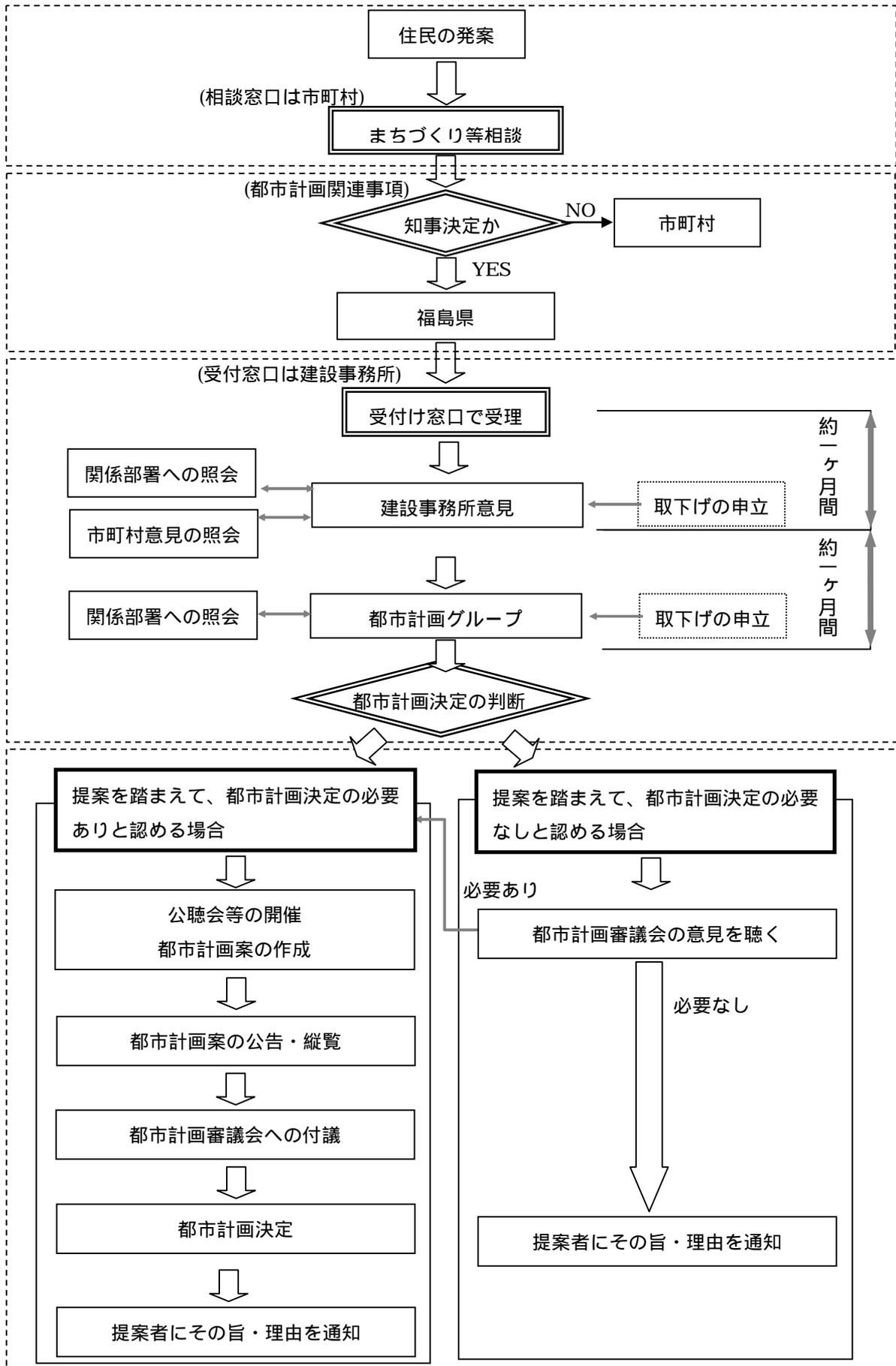
## 8. 都市計画審議会への諮問

- (1) 都市計画の決定・変更を行うこととする場合、県は都市計画の案を作成し、都市計画審議会へ付議・諮問を行う。
- (2) 都市計画の決定・変更を行わないこととする場合、県は提案者から提出された素案と県の判断及び理由を都市計画審議会に付議する。
- (3) 前(2)において、都市計画審議会が県の判断を不相当と認めた場合、県は直ちに都市計画の決定・変更について再検討を行う。

## 9. 結果の通知及び公表

- (1) 手続き終了後、県は提案者に対し結果を通知する。なお、通知の時期については、都市計画の決定・変更を行った場合は告示後、行わなかった場合は都市計画審議会の開催後とする。
- (2) 提案内容とその提案に対する判断等は、県のホームページ等で公開する。

## (2) 住民提案制度運用の流れ



## ステップ1 事前の対応

- ・事前の対応は既存の相談体制を活用。窓口は市町村とする。
- ・提案された都市計画の内容が県決定案件か市町村決定案件かを判断する。
- ・市町村決定案件の場合は、市町村が都市計画の手続きを行う。
- ・県決定案件の場合は、県が都市計画の手続きを行う。

## ステップ2 事前相談

- ・事前の対応で都市計画に関する事項として判断された場合は、都市計画提案として対応を進める。

県民提案制度など他のシステムへの提案

都市計画への適合の有無を判断し、都市計画に関する提案の場合は、提案者に対して都市計画提案制度を紹介する。

都市計画として提案するかどうかは提案者の判断にゆだねる。

## ステップ3 提案事項の判断

- ・提案事項を建設事務所で受理する。
- ・建設事務所は、受理から1ヶ月間に関係部署や市町村と協議、意見照会等を行い、提案事項に対する意見を付し、取り下げの申し立てがないことを確認して、都市計画グループに提出する。
- ・提案の取り下げは、建設事務所が都市計画グループに提出する前として、提出から1ヶ月以内に行うものとする。
- ・都市計画グループは関係部署と協議、意見照会等を行い、提案を踏まえた都市計画決定又は変更を行うか否か判断を行なう。
- ・提案に対する判断は建設事務所が提案を受理してから概ね2ヶ月以内に行う。

## ステップ4 都市計画手続き

都市計画決定（変更）を行う場合

- ・ 公聴会等の開催  
（提案者は公聴会で意見を公述することができる。）
- ・ 建設事務所等による都市計画案の作成
- ・ 都市計画案の公告・縦覧  
（提案者は計画に対する意見書を提出することができる。）
- ・ 福島県都市計画審議会での審議
- ・ 都市計画審議会には「提案内容」「判断理由」を付して諮問
- ・ 都市計画決定を提案者に通知

都市計画決定（変更）を行わない場合

- ・ 都市計画審議会には「提案内容」「判断の理由」を付議
- ・ 都市計画決定を行わない場合は、審議会の結果が出てから概ね1週間以内に提案者に通知。（通知は建設事務所が行う。）
- ・ 都市計画決定を行うことが必要であると審議会が判断した場合は、案の作成以降の都市計画の手続きを行う。

